

伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の一部改正に伴うため。

伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成４年伊丹市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「第６条の２第５項」を「第６条の２第７項」に改める。

付　　則

この条例は，公布の日から施行する。